

浦安市斎場利用案内

【主な施設の内容】

(本館)

| 区分    | 内容             |
|-------|----------------|
| 火葬場   | 火葬炉 4 基        |
| 待合室   | 3 室            |
| 炉前ホール | 2 室            |
| 収骨室   | 2 室            |
| 式場    | 3 式場（式場 1 ～ 3） |
| 式場控室  | 3 室（各式場隣に 1 室） |
| 控室    | 3 室（控室 1 ～ 3）  |
| 霊安室   | 保冷库 4 基        |

※最大着席数は式場 1・2 が 50 名、式場 3 が 100 名程度  
(別館)

| 区分   | 内容            |
|------|---------------|
| 式場   | 1 式場（式場 4）    |
| 式場控室 | 1 室（式場隣に 1 室） |
| 控室   | 1 室（控室 4）     |
| 霊安室  | 保冷库 6 基       |

※最大着席数は式場 4 が 30 名程度

【利用時間】

| 区分    | 利用時間                                                   |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 式 場   | 午後 3 時から<br>翌日火葬予約時刻まで                                 |
| 控 室   | 午後 4 時から<br>翌日火葬予約時刻後 2 時間<br>初七日法要による延長は<br>更に + 1 時間 |
| 霊安室   | 許可を受けた期間                                               |
| 火葬待合室 | 火葬予約時刻から 2 時間                                          |

【休場日】

| 区分       |           | 休場日                           |
|----------|-----------|-------------------------------|
| 火葬施設     |           | 1 月 1 日～1 月 3 日、<br>友引の日      |
| 式場<br>施設 | 告別式<br>利用 | 1 月 1 日～1 月 4 日、<br>友引の日      |
|          | 通夜<br>利用  | 12 月 31 日～1 月 3 日、<br>友引の日の前日 |

【その他】

- ①式場には祭壇が常設されています。祭壇は仏式・神式・  
正宗式・キリスト式を用意してあります。  
使用しない場合も同料金です。
- ②控室での仮眠はできますが、寝具は各自でご用意する  
か売店で前もって予約してください。
- ③花輪については、一切禁止となっていますが、生花は  
式場内のみに設置できます。

【留意事項】

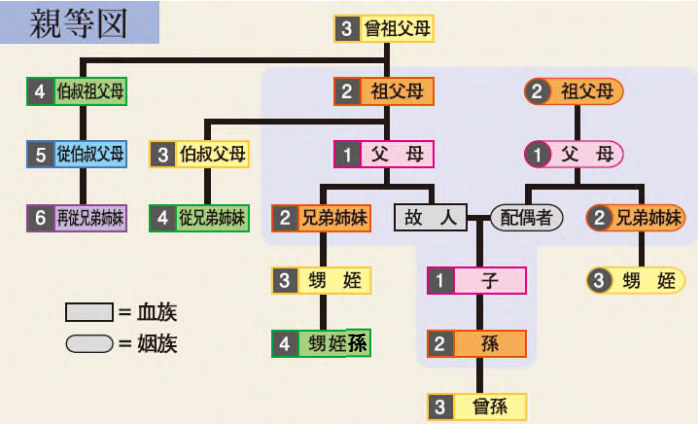
- ①火葬の予約時刻は、厳守してください。
- ②棺内には、次の物品等を入れないでください。  
プラスチック製品、ふとん、毛布類、ガラス製品、  
危険物、書籍類、その他燃えにくいもの  
また、ペースメーカーを使用している場合は、必ず事  
前にお知らせください。
- ③分骨をする場合は、事前に申請してください。
- ④待合室には、湯茶の準備があります。  
接待については、セルフサービスとなります。  
使用後は後片付けをし、持ち込み品については、全て  
お持ち帰りください。
- ⑤火葬施設での撮影・録画はできません。
- ⑥浦安市斎場は、公共の施設ですので職員に対する心付

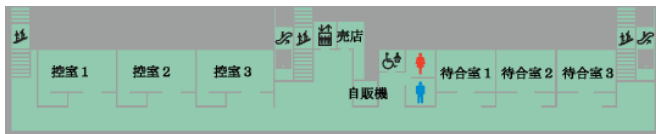
け等は一切お断りしております。

【施設の利用料金について】

- 料金は、市民料金と市外料金があります。  
市民料金で利用できる方は、次のいずれかを満たす  
場合です。
- ①死亡された方が浦安市に住民票を有する場合。
- ②死亡された方が浦安市に住民票がないが、申請者  
が死亡者の 2 親等以内の親族で、浦安市に住民票  
を有する場合。この場合、火葬許可証と斎場使用  
許可の申請者は、同じ方になしてください。
- ③死胎児の火葬を行う場合、父または母が浦安市に  
住民票を有する場合。
- ④身体の一部の火葬に係る者が、浦安市に住民票を  
有する場合。
- ⑤身体の一部の火葬に係る者の住民票が浦安市にな  
いが、身体の一部の火葬に係る者から 2 親等以内  
の申請者が浦安市に住民票を有する場合。

※火葬許可書には続柄を明記してください。  
続柄に親族と記載されていると戸籍などの書類が  
必要になる場合があります。





本館 2 F



本館 1 F



別館 1 F



<本館 式場>



<別館 式場>

浦安市斎場 (舞浜駅から約3 km)  
〒279-0032 千葉県浦安市千鳥 15 番地 3

電話 047-316-3611 8:30~17:00

FAX 047-316-3614

駐車場 乗用車 100台 (内、身がい者用2台)

マイクロバス 6台

交通機関 バス 舞浜駅より20番系統で斎場前下車

タクシー 舞浜駅より約10分



<車寄せ>



<本館 共用ホール>

